

## ●特定入所者介護（介護予防）サービス費（事前申請が必要）

市民税非課税世帯等の方は、サービスを利用する際の食費・居住費（滞在費・宿泊費）について、所得に応じた負担限度額となります。

なお、軽減を受けるには事前にお住まいの区役所の介護保険担当へ申請することが必要となります。該当する方はお住まいの区役所で負担限度額認定証をお渡ししますので、ご利用の際は施設に提示してください。

2026（令和8）年8月から以下の2点について見直しが行われます。

- ・第2段階及び第3段階①の段階判定にかかる基準額を80.9万円から82.65万円に改定して判定します。
- ・基準費用額及び利用者負担額の一部が改定されます。（詳細は、下記令和8年8月からの「負担限度額（日額）」の表参照）

### 対象となるサービス（介護予防サービスを含みます。）

- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 介護老人福祉施設
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護老人保健施設
- 介護医療院

### ■利用者負担段階の主な対象者と預貯金額等

利用者負担段階	主な対象者	預貯金額等（夫婦の場合）※4
第4段階	第1段階から第3段階以外の方は対象外になります。 ※注1	
第3段階②	世帯全員（世帯分離をしている配偶者も含む）が 公的年金等収入額（非課税年金※2を含む）+ その他の合計所得金額※3の合計が120万円超	500万円（1,500万円）以下
第3段階①	市町村民税非課税 公的年金等収入額（非課税年金※2を含む）+ その他の合計所得金額※3の合計が80.9万円超120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税である高齢福祉年金受給者 生活保護受給者	650万円（1,650万円）以下
第1段階		1,000万円（2,000万円）以下

※1：同じ世帯に市町村民税課税者がいる方でも、一定の要件を満たしていた場合は、特別に第3段階②の負担軽減を受けることが出来ますので、詳しくはお住まいの区役所窓口にお問い合わせください。  
 ※2：非課税年金とは、遺族年金・障害年金のことです。  
 ※3：合計所得金額から公的年金等にかかる雑所得（公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額）を差し引いた金額です。  
 ※4：第2号被保険者の預貯金額等については、利用者負担段階にかかわらず単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下となります。

### ■利用者負担段階と負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	2026（令和8）年8月からの負担限度額（日額）								
	食費		居住費						
	施設サービス	短期入所サービス	ユニット型		従来型個室		多床室		
		個室	個室的多床室	特養特養ショート	左記以外	特養特養ショート	老健・医療院 （室料を徴収する場合）	老健・医療院等 （室料を徴収しない場合）	
基準費用額	1,545円	1,545円	2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	697円	437円
第4段階	第1段階から第3段階以外の方（施設との契約額を支払うこととなります。）								
第3段階②	1,420円	1,360円	1,470円	1,470円	980円	1,470円	530円	530円	430円
第3段階①	680円	1,030円	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	430円
第2段階	390円	600円	880円	550円	480円	550円	430円	430円	430円
第1段階	300円	300円	880円	550円	380円	550円	0円	0円	0円

表中の基準費用額から負担限度額を差し引いた分が「特定入所者介護（介護予防）サービス費」として大阪市から施設へ支払われます。  
 ・基準費用額（食費）が100円/日引き上げられます。  
 ・負担限度額（食費）について、利用者負担第3段階①は30円/日、第3段階②は60円/日引き上げられます。  
 ・負担限度額（居住費）について、利用者負担第3段階②は100円/日引き上げられます。（一部除く）

利用者負担段階	2026（令和8）年7月までの負担限度額（日額）								
	食費		居住費						
	施設サービス	短期入所サービス	ユニット型		従来型個室		多床室		
		個室	個室的多床室	特養特養ショート	左記以外	特養特養ショート	老健・医療院 （室料を徴収する場合）	老健・医療院等 （室料を徴収しない場合）	
基準費用額	1,445円	1,445円	2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	697円	437円
第4段階	第1段階から第3段階以外の方（施設との契約額を支払うこととなります。）								
第3段階②	1,360円	1,300円	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	430円
第3段階①	650円	1,000円	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	430円
第2段階	390円	600円	880円	550円	480円	550円	430円	430円	430円
第1段階	300円	300円	880円	550円	380円	550円	0円	0円	0円

## ●社会福祉法人等による利用者負担軽減（事前申請が必要）

社会福祉法人等が提供する次のサービスを利用する場合、低所得で特に生計が困難な方については、社会福祉法人等の協力で利用者負担、食費・居住費（滞在費・宿泊費）を軽減する制度があります。

- ※食費・居住費（滞在費・宿泊費）の軽減については、負担限度額認定証を持っている方に限ります。
- ※生活保護を受給している方については、個室の居住費（滞在費・宿泊費）のみ対象となります。
- ※養護老人ホームに入所している方を除きます。

### 対象者

- 世帯全員が市町村民税非課税で特に生計が困難と認められた方
- 生活保護を受給している方

### 対象となるサービス（介護予防サービスを含みます。）

- （主に自宅で生活しながら受けるサービス）
- 訪問介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 通所介護
- 地域密着型通所介護
- 認知症対応型通所介護
- 短期入所生活介護
- （総合事業のサービス）
- 介護予防型訪問サービス ● 介護予防型通所サービス ● 短時間型通所サービス
- （通い、訪問、泊まりの複合的なサービス）
- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
- （施設・居住系サービス）
- 介護老人福祉施設
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※申請及びお問い合わせはお住まいの区役所の介護保険担当へ

## ●利用者負担の減免（事前申請が必要）

災害などの特別な理由により、利用料の支払いが困難となったとき、一定の基準に該当した方の利用料を減額または免除する制度があります。

※申請及びお問い合わせはお住まいの区役所の介護保険担当へ

- 失業などにより、生計中心者の所得が前年に比べて大幅に減少した場合
- 災害により、家屋などに著しい被害を受けた場合

